

1. 事業の実施報告

(1) 調査研究のねらい

学校問題解決支援チームを設置し、学校だけでは対応が難しい保護者や地域からの多種多様な要望等に関し、相談窓口を明確化し、関係機関との連携などのマネジメントを行う。

また、学校だけでは解決が難しい問題等の実態調査を行うとともに、調査で浮かび上がった問題等の対応や今後の苦情対応についての調査研究を行う。

(2) 実践研究の実施状況

①学校問題解決支援チーム（以下 支援チーム）を設置（4月）

（構成）弁護士、精神科医師、臨床心理士、校長OBと県教育委員会教職員課職員

（概要）学校に対する保護者、地域住民等からの要望等に関し、当該学校又は市町教育委員会からの相談に応じ、必要に応じて有識者又は県教育委員会職員を派遣

②学校問題に関する調査の実施（7月）

- ・県内のすべての公立小中高等学校及び特別支援学校に、解決に苦慮した問題および教育委員会への支援要望について調査
- ・県内の市町教育委員会に、学校問題を解決するための取組状況と県教育委員会への支援の要望について調査

③支援チーム会議の開催（12月）

- ・実際に学校で対応した事案のうち、典型的な12事案を例にケーススタディ

④「学校問題に関する調査報告」の作成（3月）

- ・保護者や地域住民からの要望等の内容とその実態のまとめ
- ・対応にあたっての留意点について検討

2. 実践研究の成果

①保護者等からの要望等の把握

- ・学校への調査結果から、県内において、学校でどのような問題が起こっているか、どのような対応をおこなったか、何が求めているかが明らかとなった。

○ 学校が「解決に苦慮した」問題等（例）

- a. 理由を示すことなく教師や学校への批判を繰り返し、無理な要求を行う。
- b. わが子についての強い思い込みから、同級生の言動が理解できず、教師の指導の問題と考える。
- c. わが子の問題行動の指摘には耳を貸さず、身勝手な言い分を押し通す。
- d. 学校が当事者の一方に片寄っているとして、話を聞かない。
- e. 強圧的で恐怖感を与える言動で要求を押し通そうとする。
- f. 妄想によるものと考えられる被害等を訴える。

- 学校の問題解決に向けた対応
 - a. 解決に苦慮した事案については、最終的に管理職（高等学校事務長を含む）が対応したものが90%を超えていること。
 - b. 必要に応じて関係機関等と連携を図っていること。
- 学校が問題を解決するにあたっての要望等（例）
 - a. 問題の整理や対応方針の決定等のため、弁護士からの助言を得ること。
 - b. 保護者の子育て上の悩みに対して、各種相談窓口につなげること。
 - c. 問題発生と同時にケース検討会が立ち上がるような、機関連携を行うこと。
 - d. 学校に代わる第三者的な立場からの助言を得ること。
 - e. 事案が発生したときに対応の中心となる人材の派遣を受けること。
- ②専門家や関係機関との連携の有効性
 - ・ 支援チームに相談のあった事案のうち、保護者が弁護士を立て、学校の処分の取り消しを求めたものでは、支援チーム弁護士に相談して対応することで、スムーズな解決が図られた。
- ③相談機関設置の意義
 - ・ 学校長にとっては、支援チームの存在が精神的にも物理的にも支えとなったことが認められる。

3. 今後の取組予定

①支援チーム

学校が保護者等からの要望等についてスムーズに解決できるよう、引き続き活動を継続する。

②学校への情報提供

支援チームが扱った事案について、学校や市町教育委員会に情報提供を行う。